

技術資料等説明書

令和 6 年度緑川ダム管理所における災害時等応急対策（光ケーブル関係等）に関する基本協定の締結等については、関係法令に定めるものの他、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 7 年 1 月 2 7 日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所長 吉永 勝彦
熊本県下益城郡美里町畝野 3 4 5 6

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

「公告」 1. (1) のとおりとする。

4. 申請書、技術資料の作成要領及び留意点

(1) 評価項目と評価基準

別表 1 の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

(2) 特定方式

提出された技術資料等を基に評価し、評価点の高い順に協定企業として特定する。

(3) 申請書・技術資料作成要領

1) 申請書（様式－ 1 及び様式－ 2）

申請書表紙（様式－ 1）は、代表者印を押印すること。

2) 会社の保有技術者、緊急時出動人員及び応募地域までの距離

熊本県内の工事基地から緑川ダム管理所までの出勤所要時間及び経路を記載する。

また、熊本県内の工事基地に常駐する光ファイバー施工技術を有する通信工の数を記載する。

工事基地が複数ある場合は、緑川ダム管理所に最も近い方の工事基地及び当該基地に常駐する通信工の数を記載すること。

なお、光ファイバー施工技術を有する通信工とは次の資格を有する者を指し、1 名の者が複数の資格を有する場合も 1 名として計上すること。

① 1 級電気通信工事施工管理技士

② 2 級電気通信工事施工管理技士

③ 情報配線施工技能検定

④ F T T H 屋外施工技能認定（旧：光ファイバーケーブル工事技能検定）

⑤ F T T H 施工管理技術認定（旧：光ファイバーケーブル管理技術者認定）

評価は、出勤所要時間と通信工の人数を各々 3 段階で評価するが、出勤所要時間は 2 時間程度まで、通信工は 5 人程度までとし、出勤所要時間が 2 時間程度を越える場合は、参加資格を有さないものとする。

3) 工事の実績

平成 2 1 年度から提出日までの間に元請けとして完成した工事実績を記載する。

① 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績。

- ② ①以外の国の機関又は地方公共団体が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事の実績である場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。（工事成績評定の通知を受けていないものを除く。）

4) 災害対応の出動の有無及び災害協定等の有無及び相手方

- ① 令和4年4月以降に熊本県内の国、県又は市町村或いは九州地方整備局管内の他事務所（九州地方整備局を含む。）等直接又は間接の災害協定を締結し、当該災害協定に基づく災害対応の実績（災害対策用資機材の運搬、設置又は災害対策用機械機器の運搬、設置及び運用等の実績）がある場合。（会社内待機、訓練を除く）
- ② 令和4年4月以降に緑川ダム管理所又は九州地方整備局管内の他事務所（九州地方整備局を含む。）との直接協定に基づき発注者の指示による会社内待機、訓練の実績がある場合。
- ③ ①及び②の実績がない場合は、国、県及び市町村等と直接、令和6年度の災害対応に関する協定を締結している場合に記載。
- 評価は、①、②、③の順で優位に評価する。
- 記載する協定・活動については、協定書の写し及び活動したことがわかる書類（契約書等）を添付するものとする。

5) 保有機材

応急対策に必要な資機材の調達可能数量及び種類を記載する。

評価は、自社所有又は協力会社が所有している、作業車両（高所作業車、移動式クレーン、トラック）、融着器、光試験器（光パルス試験器、光ロス試験器、試験用コネクタ）、資材（緊急用光ケーブル、クロージャ、クロージャ再接続キット）の種類数について5段階で評価する。

6) 参加資格要件の確認

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請の鏡の写し又は認定通知書の写しを添付すること。

5. 本協定締結企業の特定及び通知

技術資料を提出した者のうち、特定した者に対しては特定した旨を、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を文書により通知する。

6. 非特定理由の説明

- （1）特定しなかった旨の通知を受けた者は、当職に対して非特定理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ① 受領期限：通知書に記載する。
- ② 提出方法：メールにより提出。

提出先メールアドレス：sakamoto-r8910@mlit.go.jp

- （2）当管理所は、説明を求められたときは令和7年3月11日（火）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7. 技術資料等説明書に対する質問

- （1）この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：令和7年1月27日（月）から令和7年2月17日（月）17時00分まで。
- ② 提出方法：上記6.（1）②に同じ。

(2)(1)の質問に対する回答は、令和7年2月20日(木)までに行う。

8. その他

(1) 申請書(技術資料)の無効

本公告に示した参加資格要件に適合していない企業の提出した申請書(技術資料)は、無効とする。
また、提出した申請書(技術資料)に虚偽の記載があった場合も無効とする。

(2) ヒアリングについて

提出された申請書(技術資料)等に疑義が有る場合又は技術力の確認等が必要となった場合は、ヒアリングを実施する。ヒアリングの対象者は、提出された申請書(技術資料)に記載された配置予定技術者のうち代表者1名とする。

- ① 日 時 : ヒアリング日時は、必要に応じて連絡する。
- ② 方 法 : ヒアリングは、電話により行う。
- ③ 内 容 : 提出された申請書(技術資料)に基づき、質疑を行う。

(3) 申請書(技術資料)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 当職は、提出された申請書(技術資料)は、参加資格の確認、協定企業の特典以外に使用しない。

(5) 提出された申請書(技術資料)は、返却しない。

(6) 提出期間以降における申請書(技術資料)の差し替え及び再提出は認めない。